

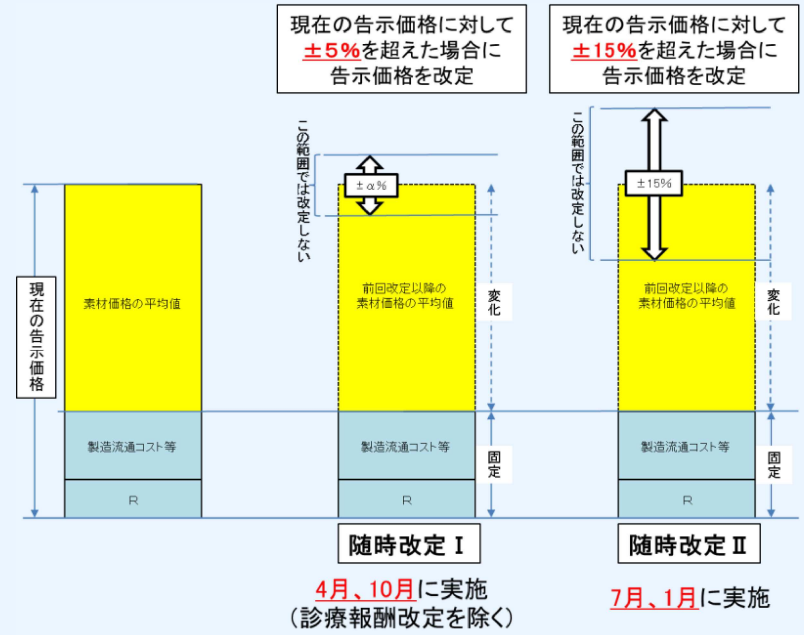
特定保険医療材料の見直し

歯科用貴金属の随時改定の方法の見直し

- ▶ 歯科用貴金属の基準材料価格について、素材価格の変動状況を踏まえ、変動幅に関わらず、素材価格に応じて年4回改定を行うなどの見直しを行う。

現行

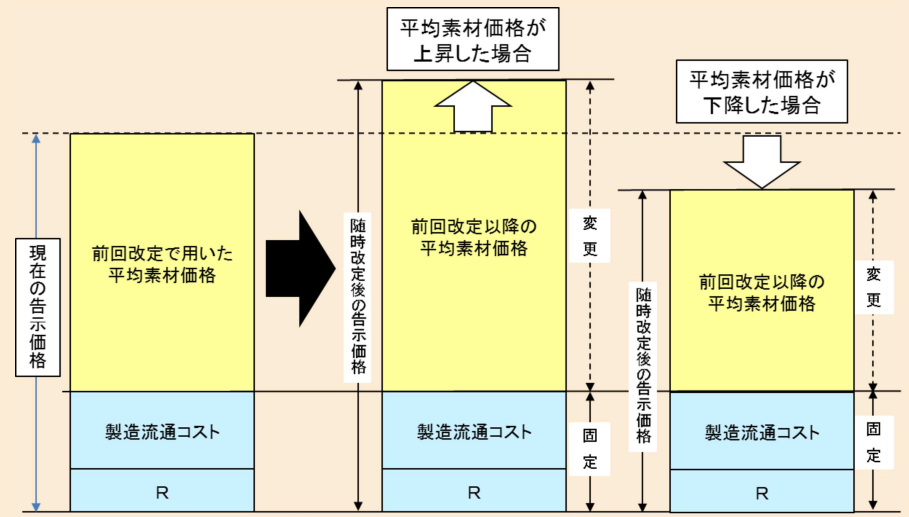
- ▶ 現在の告示価格に対して平均素材価格が一定以上変動した場合に改定



- ▶ 前回改定以降、改定3カ月前までの平均素材価格を使用

改定後

- ▶ 変動幅に関わらず、平均素材価格に応じて年4回（4月、7月、10月、1月）に改定



- ▶ 前回改定以降、改定2カ月前までの平均素材価格を使用

機能区分の見直し

機能区分の見直しについて

- 構造、使用目的、医療臨床上の効能及び効果とともに市場規模等にも配慮しつつ、機能区分について細分化や合理化等を行う。

	考え方	区分数	具体的な区分
細分化	同一の機能区分に属しているが、臨床的意義・実勢価格等が大きく異なると認められたものについて、機能区分を細分化	11	人工鼻材料 人工腎臓用特定保険医療材料（回路を含む。） など
合理化	機能や価格に差がなくなっている複数の機能区分を合理化	8	人工血管 人工靭帯 など
簡素化	該当製品の存在しない機能区分等を簡素化	4	ペースメーカー 生体弁 <u>歯科用充填用材料Ⅲ</u>
その他	機能区分の移動や機能区分の名称変更	9	人工骨 骨セメント 肝動脈塞栓材 など